

子供たちを性暴力等の加害者、被害者、傍観者にさせないための生命（いのち）の安全教育について、令和8年度の普及展開事業の公募開始をお知らせします。全ての児童生徒等が性暴力等に対して適切な行動がとれる力を身に付けることができるよう、全国の学校等で生命（いのち）の安全教育の推進をお願いします。

事 務 連 絡

令和8年3月18日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県・指定都市・中核市保育所・認定こども園担当課 御中
各都道府県性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課
高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

令和8年度「生命（いのち）の安全教育推進事業」（委託事業）の公募について（周知）

平素より文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

文部科学省では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）を踏まえ、令和3年度より、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育推進事業」を実施しています。

本事業では、これまで、教材・指導の手引きや動画教材の作成、モデル事業の実施等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、実践事例集の公表や昨年11月には新たに指導例動画の作成・公表を行うなど、「生命（いのち）の安全教育」の普及促進と全国展開を図ってきました。また、令和4年12月には、生徒指導提要の改訂において、性犯罪・性暴力に関する対応について生徒指導の観点から整理し、課題未然防止教育として、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付ける

ことができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施」する旨が明記されたところで
す。

このように、様々な取組を進めているところですが、性犯罪・性暴力の撲滅に向けては、
取組の一層の加速が必要であることから、令和8年度も引き続き全国の学校等において
「生命（いのち）の安全教育」の実施が更に推進されるよう、別添のとおり普及展開事業
を実施し、教育委員会等（※1）が全校実施を目指す取組（※2）の支援を行います。

また、本事業においては、令和7年度に引き続き、各都道府県に設置されているワンストップ支援センターの運営団体についても、委託対象としております。ワンストップ支援
センター等と教育委員会や学校等が連携して、センター等からの外部専門人材等の派遣に
より、教員向け研修などを行っていただき、複数校・園で「生命（いのち）の安全教育」
を実施していただきますようお願いいたします。

（※1）都道府県市区町村（首長部局）や都道府県市区町村教育委員会のほか、附属学校を設置する国立大学
法人や公立大学法人、私立学校を設置する学校法人等についても、複数校・園で「生命（いのち）の
安全教育」を実施するための連携体制を構築して事業を行うことができます。

（※2）都道府県や市区町村等においてモデル地域を設定して取り組むことを想定しています。例えば、所管
地域のうち半数程度の学校をモデル地域とする等、部分的な実施でも可能です。また、従来から既に
所管地域全体で全校実施している場合も、更なる取組の発展が期待できる取組については本事業の対
象となります。

つきましては、令和8年3月18日から4月30日まで、本事業の公募を実施します（以
下の URL より公募情報を確認できます。）ので、本事業への申請について積極的に御検討
願います。また、実際に申請を御検討いただく際の参考となるよう、これまで本事業を受
託いただいた教育委員会での具体的な実施内容・成果や実施スケジュール等の事例につい
て、参考資料として添付していますので、あわせてご参照ください。

児童生徒に対する性犯罪・性暴力が後を絶たない状況です。「生命（いのち）の安全教育」
は、児童生徒に、性暴力とは何かを具体的に教え、万一被害に遭った時は、「No」と言って
よい、逃げてよい、大人に助けを求めてよい、ということを伝える内容となっています。

また、各学校で教材研究を行いながら、授業を行うことで、教員自身が性暴力に対する
理解が深まる（※3）とともに、教員と児童生徒の間で性暴力の共通認識を持つことができ、
クラスのよりよい人間関係づくりにもつながります。

（※3）独立行政法人教職員支援機構（NITS）では、各学校段階における指導内容について紹介した講義動
画を公開しております。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的にご活用ください。

この機会に本委託事業へのご理解をいただき、申請をご検討いただけると幸いです。

なお、本事業への申請の有無に関わらず、全ての児童生徒等が性暴力等に対して適切な

行動がとれる力を身に付けることができるよう、全国の学校等で生命（いのち）の安全教育の推進をお願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、市（指定都市を除く）町村教育委員会及び所管の学校等に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等に対して、各都道府県におかれては、市町村及び所轄の私立学校法人、保育所、認定こども園及び所管の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに対して（※4）、各指定都市・中核市におかれては、所轄の保育所、認定こども園に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、附属学校を置く国公立大学法人におかれては、その設置する学校等に対して、高等専門学校を設置する公立大学法人を設置する各地方公共団体におかれては、その設置する高等専門学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する高等専門学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、例えば他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、貴課において必要に応じてご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

（※4）令和8年度においても、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンターも応募できる委託事業であるため関係者へ積極的に周知をお願いします。

<公募情報>

文部科学省調達情報ウェブサイト「企画競争・公募等」に掲載しています。下記 URL から確認いただけます。

<https://pf.mext.go.jp/gpo3/MextKoboHP/list/kp010000.asp>

<文部科学省HP「性犯罪・性暴力対策の強化について」>

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

こちらの Web ページには、「生命（いのち）の安全教育」の教材をはじめ、「生命（いのち）の安全教育」を実施する際に参考となる情報を掲載しております。

<独立行政法人教職員支援機構（NITS）校内研修シリーズ「子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」>

https://www.nits.go.jp/today/20221111_001.html

【参考資料】

「生命（いのち）の安全教育」普及展開事業の実施事例等

（「生命（いのち）の安全教育」普及展開事業に取り組む自治体等の実施事例、自治体が本事業を実施した際に作成した事業概要、事業スケジュール）

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画学習室 男女共同参画推進係
電 話：03(6734)2654
Eメール：danjo@mext.go.jp

「生命（いのち）の安全教育」普及展開事業の実施事例

「生命（いのち）の安全教育」普及展開事業では、モデル地域（実施地域）の設定や、複数校での実践といった要件を満たせば、ワンストップ支援センターとの連携のほか、地域で活動する民間団体等の外部講師による教員研修等の開催、人権教育や安全教育などの教育活動と併せて実施するなど、学校や地域の実情に応じた取組を実施することが可能です。※多様な取組例は「生命（いのち）の安全教育」実践事例を参照 https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_kyousei01-000014005_02.pdf

事例① 徳島県教育委員会

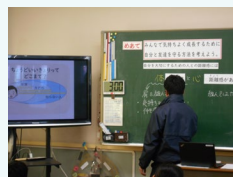
・令和3年度より指定校において「生命（いのち）の安全教育」推進事業を実施し、**研修や指導モデルの作成、普及啓発等**に取り組んできた。



・令和7年度は、**県内すべての中学校等への普及展開を目的に、人権教育主事が公開授業を参観し、授業展開の方法を示すとともに、「自分や他人を大切にする生き方」を考えさせることの大切さについて共通認識を深めた。**

事例② 北九州市教育委員会

・「生命（いのち）の安全教育」指導の手引き（北九州市版）の改訂に向けて、**小・中学校各1校を先行実施校に指定し、実践検証授業を行った。**



・得られた知見や課題を反映するとともに、**医師や学識経験者からの指導・助言**を受け、実効性のある「生命（いのち）の安全教育」指導の手引きの更新を行った。また、**保護者向け周知資料を、市の教員向けプラットフォームに掲載し、家庭でも文部科学省の動画資料を視聴可能とした。**

事例③ ワンストップ支援センター（SARC東京）

・東京都のワンストップ支援センターを運営するSARC東京は、**性犯罪・性暴力防止の普及啓発に力を入れており、モデル地域内の学校（小・中・高）で外部講師を活用した講座を展開した。**



・「生命（いのち）の安全教育」教材をベースに、**デートDVやデジタル性暴力などを盛り込んだ教材を追加し、学校・保護者の理解を深める取組を実施した。**

「生命（いのち）の安全教育普及展開事業」

A県教育委員会

現状と課題

- 県内の各学校等における、「生命（いのち）の安全教育」実施率の更なる向上
- 「生命（いのち）の安全教育」の具体的な展開例を示すなど、小学校以外の校種における更なる普及展開

実施内容

1. 拠点校（中学校）における公開授業

モデル地域での全校実施に向け、デートDVや境界線を題材とした授業展開例を提示。拠点校に対し、授業実施内容等における相談や指導助言を実施。

2. 教材活用の周知及び指導用図書の配付

校長会や各種研修会で資料を提供。公開授業実践校等へ指導用図書を配付し、事例集を活用した授業づくりを支援。

3. 研修機会の充実

教職員対象のワークショップ型研修の実施。児童生徒・教職員・保護者を対象とした講師派遣事業（計11件 927名）を実施。

4. 地域との連携

市町村の社会教育指導者に対し「生命（いのち）の安全教育」啓発資料を配付し、その活用及び地域における推進体制について協議を実施。

5. 生徒の理解度調査

モデル地域(県内公立中学校79校)を対象に事前・事後アンケートを実施し、結果を各校へフィードバック。

成果と効果

- ・県内の全公立中学校において、「生命（いのち）の安全教育」が実施された。
(R6 実施率 82.3% → R7 実施率**100%**へ向上)
- ・「生命（いのち）の安全教育」を年間計画に位置付けていた中学校が13校増加（16.4ポイント上昇）した。
(82校中 53校で位置付け完了)
- ・公開授業や事例集の活用を通じ、生徒が「境界線（バウンダリー）」を理解し、対等な人間関係を築くための 具体的スキルを学ぶ機会を創出できた。
- ・講師派遣事業やワークショップにより、教職員および生徒の規範意識の醸成と、自他を尊重する態度の育成につながった。
- ・地域の指導者を対象としたワークショップを通して、啓発資料の具体的な活用方法や相談体制の強化について共通理解を図ることができた。

「生命（いのち）の安全教育」理解度アンケートを公立中学校79校で実施した結果、すべての項目において事前アンケートより事後アンケートの「知っている」「思う」「言える」の回答割合が高まり、教育効果が確認された。

事業実施スケジュール（B県教育委員会）

時期	業務項目	主な担当
7月3日	拠点校・推進校担当者連絡会	教育委員会
随時	児童生徒理解度アンケート実施	拠点校・推進校
8月5日	拠点校・推進校連絡協議会	県教育委員会
9月	拠点校アドバイザーの委嘱	県教育委員会
10月7日 11月28日	第1回 拠点校推進委員会（県西部） 第1回 拠点校推進委員会（県東部）	拠点校 拠点校
9月～2月	拠点校授業実践 拠点校授業を参考にした推進校の授業実践 外部専門家による教職員研修会 ゲストティーチャーによる授業実践 拠点校・推進校授業見学（随時） 助言を受けた内容で指導案等の検討及び実践 助言内容を参考に自校の実践の検討 拠点校・推進校授業見学（随時）	拠点校 推進校 拠点校・推進校 拠点校・推進校 拠点校・推進校 拠点校 推進校 拠点校・推進校
11月・1月	アドバイザーによる授業観察（拠点校） ・アドバイザーへの実践報告 ・指導の成果や課題に対する助言	教育委員会 拠点校 拠点校
11月9～11日 2月16～17日	先進取組校等視察 ●●、○○ 先進取組校等視察 ○×	教育委員会 拠点校・推進校
11月26日 12月4日 12月9日	県東部拠点校公開授業研究会 県西部拠点校公開授業研究会	拠点校 拠点校
1月7日 1月17日	第2回 拠点校推進委員会（県西部） 第2回 拠点校推進委員会（県東部）	拠点校
1月28日	生命（いのち）の安全教育プロジェクトフォーラムの開催	教育委員会